

文京区補助金等チェックシート

所属

区民部経済課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区消費者グループ活動事業補助金								
根拠規定等	文京区消費者グループ活動事業補助金交付要綱								
創設年月	平成	16	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	10年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	20	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	6年		
見直しの内容	補助する目的として、グループ活動で得た知識を区民に還元し、消費者啓発事業に役立てることを追加した。								
予算科目	款	項	目	大	中	実施計画事業番号			
	4 産業経済費	1 商工費	4 消費者行政費	1 消費者啓発	1 消費者研修	155			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	消費者グループが行う学習会等に要する経費の一部を補助することにより、消費者として自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる消費者グループの育成を図り、もってこの活動で得た知識を区民に還元し消費者啓発事業に役立てることを目的とする。						
補助事業等の内容	消費者問題に関する講演会、学習会、調査研究会						
補助対象経費の内容	事業に係る講師の謝礼。ただし、1グループに対する補助金交付の回数は、1年度につき2事業までを上限とする。						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕						
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕							
公募の状況	区報						
実績報告書時における 使途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔 〕						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	近年、消費者問題は複雑化しているため、自立した賢い消費者となるためにも一人一人が知識をつける必要がある。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	消費者グループが本補助金を使用して行った講演会等で得た情報や知識については、基本構想にあるように区民が安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活展や企画展等の場で広く情報提供をしている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区が補助することで活動が活発になるものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	事業実施団体の財政的負担が多くなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区報等で広く周知を行っている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	当該補助金交付要綱に基づき、精査したうえで、交付を決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	当該補助金の補助対象経費は、事業に係る講師の謝礼である。区が講師を派遣するという代替策が考えられるが、学習テーマにあった講師を消費者グループ自ら選定することにより、グループの自主性を育む観点からも補助金の交付が適当である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助金交付により、消費者団体による啓発事業が活発に行われている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	補助金交付により、消費者団体による啓発事業が活発に行われている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	講演会等で得た知識については、消費生活展や企画展等で発表を行い、消費者問題に関する情報提供や啓発をすることで、広く区民に還元している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	当該補助金交付要綱に基づき、交付を執行している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	消費者グループは、消費者問題に関する知識の習得、及び区民への還元のため、補助金を活用し講習会等を実施している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	区への事業報告書及び収支決算書の提出によるチェックを行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	4	1	3	7
決算(予算)額	78	26	43	182
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	78	26	43	182
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	2団体3事業に対して、補助を行った。 ①NPO法人文京区消費者の会 10,000円 ②NPO法人文京区消費者の会 10,000円 ③新日本婦人の会文京支部 23,000円			

5 課題及び今後の方向性

交付見込み件数に比べ、交付実績件数が少ないことが課題となっている。ゆえに、今後は本補助金について、更に広く区民等に周知を行う。